

権利の放棄について

上記の議案を提出する。

平成 30 年 9 月 4 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定による。

権利の放棄について

立川市は、平成 24 年 7 月 31 日付けで B 社と締結した立川市総合リサイクルセンタークレーン保守点検委託（複数年）契約を解除したことによる違約金について、次のとおり債権を放棄する。

記

1 債権の内容 契約の解除に伴う違約金

2 債務者 B 社

3 放棄する債権の額

37,500 円

4 放棄の理由 平成 26 年 3 月 18 日付けで B 社の破産手続廃止の決定が確定し、債権の回収が不可能であると判断したため。